

○ 国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第47条に基づく資金運用

国立大学法人は、文部科学大臣の認定を得ずに、国立大学法人における業務上の余裕金を原資として、国債、地方債、政府保証債その他文部科学大臣の指定する有価証券の取得、銀行その他文部科学大臣の指定する金融機関への預金、信託業務を営む金融機関への金銭信託により資金運用を行うことができる。

○ 国立大学法人法第34条の3第2項に基づく資金運用（以下「リスク資産による資金運用」という。）

国立大学法人は、指定国立大学法人等に指定された場合、または、国立大学法人法第34条の3第1項による文部科学大臣の認定を受けた場合において、国立大学法人における業務上の余裕金のうち、①寄附金、②動産・不動産収入、③研究成果の普及展開業務の対価、④出資の配当金、⑤運用利子・配当を原資として、金融商品取引法に規定する有価証券であって政令で定めるもの（株式を除く。）、預金又は貯金（文部科学大臣が適当と認めて指定したものに限る。）、信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託により資金運用を行うことができる。

国立大学法人における資金運用に関する課題

- 資金運用について、現行規定上のリスク資産による資金運用が認められている業務上の余裕金は、①寄附金、②動産・不動産収入、③研究成果の普及展開業務の対価、④出資の配当金、⑤運用利子・配当となっている。他方、実際に各国立大学法人が運用しているものは①寄附金のみとなっている。
- 寄附金は受け取った時点では原則使用目的が決まっているものとして「寄附金債務」として負債の部に計上することとされており（費消時に収益化）、かつ、運営費交付金と異なり中目期間終了時に債務を収益化することもしないため、費消しない限りは積立金にはなりえず、したがって繰越協議の対象にならないことから、国庫返納となった場合に損失が発生するリスク※を負わずに、長期間安定的に運用することができる。逆に、②～⑤については、受け取った時点で損益計算上の収益として計上し、最終的には積立金として整理され、繰越協議の対象となるため、そのリスクを負ってまで運用することは回避したいという判断につながってしまっている。そのため、大学が運用する資金の元本増強につながりにくい。

（※）国庫返納となると、信託契約の契約期間中の解除が発生することで多額の違約金を支払うことになるとともに、評価損の状態であっても国庫返納が確定した時点で強制的に売却が求められることによる損害も発生する。

（参考）世界と伍する研究大学の在り方について 最終まとめ（令和4年2月1日 総合科学技術・イノベーション会議）

（2）規制緩和

①基金への積み立てを可能とする仕組みの創設

- ・ 現行の国立大学法人制度においては、寄附金や特許料収入等の自己収入から生じた利益を、中期目標期間を超えて繰越すためには、「目的積立金」として文部科学大臣の承認を受けなければならない。また、国立大学法人の業務上の余裕金の運用は、原則として元本保証のある金融商品に限られており運用の原資が寄附金、不動産の貸付等による収益、研究成果の普及・活用の対価、出資に対する配当金等である場合に限り、文部科学大臣の承認を受け（指定国立大学の場合は承認不要）、一部の元本保証の無い商品による運用を行うことが認められている。
- ・ 国際卓越研究大学となる国立大学法人においては、中期目標期間を超える繰越承認の手続きを簡素化した独自の基金（仮称）を設け、中期目標期間を超えて長期にわたって運用することが可能な制度を設けることが必要である。

（参考）真に世界と伍する研究大学WGにおける議論（まとめ）

- ・ 自己財源等で整備した施設・設備の減価償却に対応する目的、基金として継続的に一定の資金を保持し、その運用益を教育研究活動に充てる目的〔…中略…〕で、戦略的に積立ができる会計の仕組みが必要である。
- ・ なお、現在国立大学法人会計において、寄附金は、「寄附金債務」として負債計上し、資金が留保される立て付けとなっているが、運用益を教育研究活動に充てることを目的として継続的に保持し、かつ運用する金銭その他の資産については、負債性を有するものではないため、「純資産」で示されるのが適切ではないか。

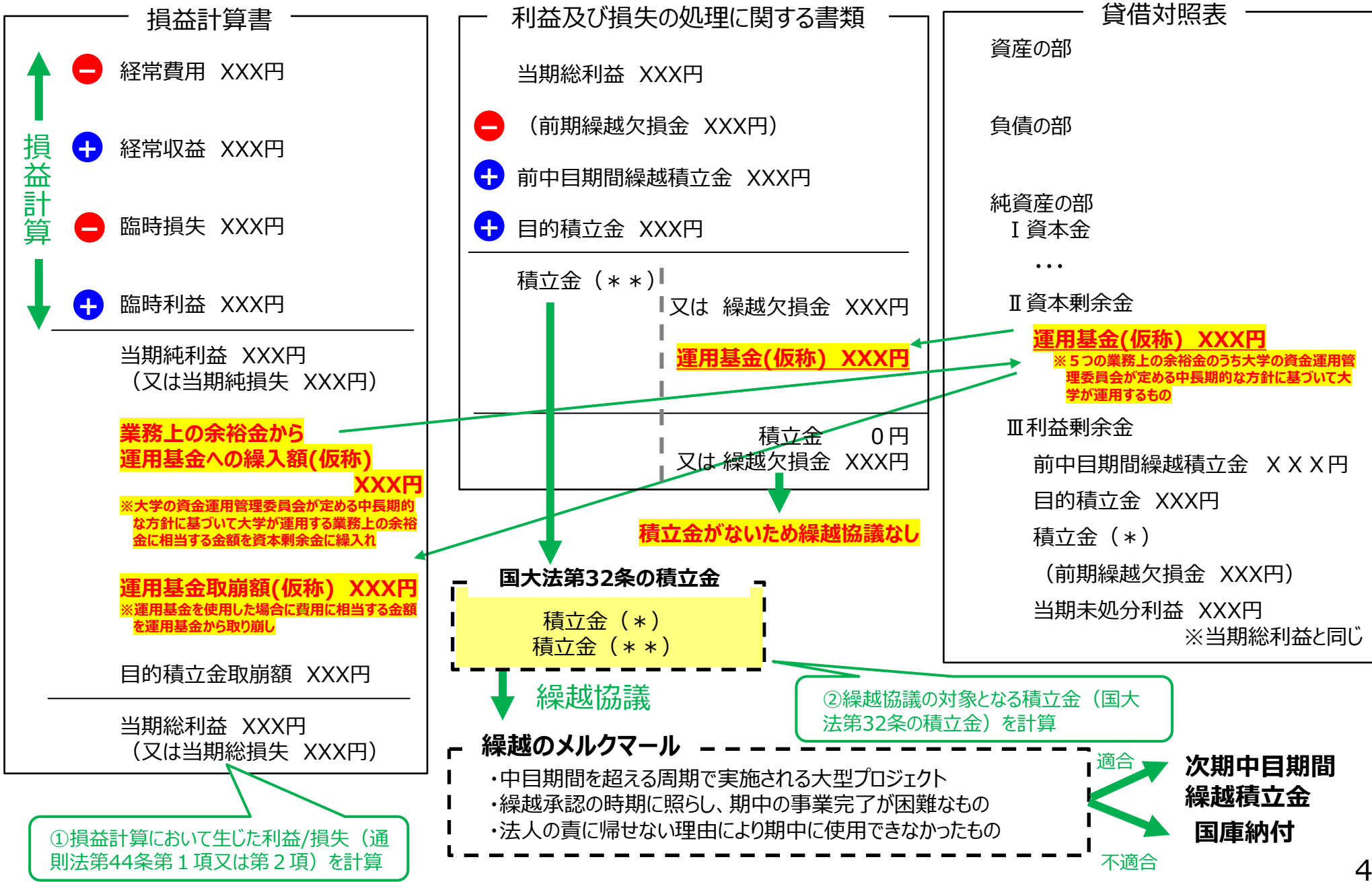
大学が運用する資金の更なる増強に向けた対応策（案）

- 大学が運用する資金は、元本そのものを費消するわけではないこと、また、長期的安定的な分散投資を行うことから、「大学の財産的基礎（純資産である資本剰余金）」として整理することとし、**純資産の部の資本剰余金として「運用基金（仮称、以下同じ。）」という勘定科目**を設ける。
- 国立大学法人は、リスク資産による資金運用が可能な業務上の余裕金である①寄附金、②動産・不動産収入、③研究成果の普及展開業務の対価、④出資の配当金、⑤運用利子・配当のうち、**大学が運用する資金の元本に充てるものは「運用基金」として整理**する（それ以外の場合には、これまで同様の処理とする。）。
- これに伴い、
 - ・ **「運用基金」の運用状況や取崩状況を詳細に開示**するためにも、**新たに附属明細書の作成**などを求めることとする。
 - ・ **「運用基金」の額だけ積立金の額が減少**することになるため、「運用基金」についても**繰越欠損金を補填**する処理を求めることとする。
- 「運用基金」という勘定科目を設けることができる国立大学法人については、法人において純資産の額の増減を行うことから、**資金運用や法人運営について文部科学大臣が確認した国立大学法人に限定**することとする。具体的には、以下の2点の認定や承認をもって文部科学大臣が確認したこととする。なお、当該国立大学法人内部における「運用基金」の繰り入れや取崩しの手続きについては、各法人の自主性に配慮しつつ検討する。
 - ・ 国立大学法人法第34条の3第1項の規定により、**リスク資産による資金運用を実施することについて文部科学大臣から認定を受けている国立大学法人**※1
 - ・ 国立大学法人の運営方針を決定し、学長の業務執行を監督する**合議体を設置することについて文部科学大臣から承認を受けている国立大学法人**※2

（※1）リスク資産による資金運用を当該認定なしに実施できる指定国立大学法人、指定国立大学として、文部科学大臣から指定されたものを含む。

（※2）合議体を設置することが承認を受けずに必置となるような、国立大学法人法施行令に規定された国立大学法人を含む。

大学独自基金の勘定科目を導入した場合の財務諸表のイメージ



(参考) 国立大学法人の業務上の余裕金の運用に関する法令等

○ 独立行政法人通則法

(余裕金の運用)

第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金
- 三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

○ 国立大学法人法

(余裕金の運用の認定)

第三十四条の三 国立大学法人等は、文部科学省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、文部科学大臣の認定を受けることができる。

- 一 次項に規定する運用を安全かつ効率的に行うに必要な業務の実施の方法を定めているものであること。
- 二 次項に規定する運用を安全かつ効率的に行うに足りる知識及び経験を有するものであること。
- 2 前項の認定を受けた国立大学法人等は、準用通則法第四十七条の規定にかかわらず、次の方法により、業務上の余裕金（当該国立大学法人等が受けた寄附金を原資とする部分であることその他の文部科学省令で定める要件に該当するものに 限る。）の運用を行うことができる。
 - 一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に規定する有価証券であって政令で定めるもの（株式を除く。）の売買
 - 二 預金又は貯金（文部科学大臣が適当と認めて指定したものに 限る。）
 - 三 信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに 限る。）又は信託業務を営む金融機関への金銭信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに 限る。
 - イ 前二号に掲げる方法
 - ロ 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）との投資一任契約（同条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。）であつて政令で定めるものの締結
- 3 文部科学大臣は、第一項の規定による認定をした後において、当該認定を受けた国立大学法人等が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、遅滞なく、その認定を取り消さなければならない。

○ 国立大学法人法施行規則

(業務上の余裕金の要件)

第九条の四 法第三十四条の三第二項の文部科学省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当すること（これらに該当する余裕金の運用により生ずる利子その他の運用利益金を原資とする部分であることを含む。）とする。

- 一 運用を目的とする寄附金又はこれに準ずる寄附金を原資とする部分であること。
- 二 当該国立大学法人等の所有に属する動産又は不動産の使用又は収益（寄附を受けた動産又は不動産にあつては、使用、収益又は処分）により得られる金銭を原資とする部分であること。
- 三 当該国立大学法人等の法第二十二条第一項第五号又は第二十九条第一項第四号に掲げる業務の対価として取得した金銭を原資とする部分であること。
- 四 当該国立大学法人等の法第二十二条第一項第六号から第九号まで、第二十九条第一項第五号から第八号まで又は第三十四条の五第一項（法第三十四条の九第二項において準用する場合を含む。）に規定する出資に対する配当金を原資とする部分であること。
- 五 準用通則法第四十七条に規定する運用により生ずる利子その他の運用利益金を原資とする部分であること。

国立大学法人法の一部を改正する法律案の概要

趣旨

国立大学法人等の管理運営の改善並びに教育研究体制の整備及び充実等を図るため、事業の規模が特に大きい国立大学法人についての運営方針会議の設置及び中期計画の決定方法等の特例の創設、国立大学法人等が長期借入金等を充てることができる費用の範囲の拡大、認可を受けた貸付計画に係る土地等の貸付けに関する届出制の導入等の措置を講ずるとともに、国立大学法人東京医科歯科大学と国立大学法人東京工業大学を統合する。

概要

1. 運営方針事項の決議及び法人運営の監督等を担う運営方針会議の設置

(1) 運営方針会議の権限【第21条の5、第21条の6、第21条の8関係】

- ① 運営方針会議を設置する国立大学法人において、中期目標・中期計画及び予算・決算に関する事項（運営方針事項）については、運営方針会議の決議により決定する。
- ② 運営方針会議は、決議した内容に基づいて運営が行われていない場合に学長へ改善措置を要求することができる。
- ③ 運営方針会議は、学長選考の基準その他の学長の選考に関する事項について、学長選考・監察会議に意見を述べることができる。

(2) 運営方針会議の組織等【第21条の4関係】

運営方針会議は、運営方針委員3人以上と学長で組織する。運営方針委員は、学長選考・監察会議との協議を経て、文部科学大臣の承認を得た上で、学長が任命する。

(3) 運営方針会議を設置する国立大学法人【第21条の2、第21条の3、第21条の9関係】

- ① 理事が7人以上の国立大学法人のうち、収入及び支出の額、収容定員の総数、教職員の数を考慮して事業の規模が特に大きいものとして政令で指定するもの（特定国立大学法人）は運営方針会議を設置することとする。
- ② 特定国立大学法人以外の国立大学法人は、運営の監督のための体制強化を図る特別の事情があるときは、文部科学大臣の承認を受けて、運営方針会議を設置することができることとする。

2. 国立大学法人等の資金調達方法の対象拡大及び資産管理方法の弾力化

- ① 国立大学法人等が長期借入金や債券発行できる費用の範囲について、現行制度上可能である土地の取得、施設の設置又は整備、設備の設置に加え、先端的な教育研究の用に供する知的基盤の開発又は整備についても可能とする。【第33条関係】
- ② 国立大学法人等の所有する土地等の第三者への貸付けについて、あらかじめ文部科学大臣の認可を受けた貸付計画に基づいて土地等の貸付けを行う場合にあつては、現行制度上個別の貸付けごとに必要となる文部科学大臣の認可を要せず、届出によって行うことができることを可能とする。
【第33条の4関係】

3. 国立大学法人の統廃合【別表第1関係】

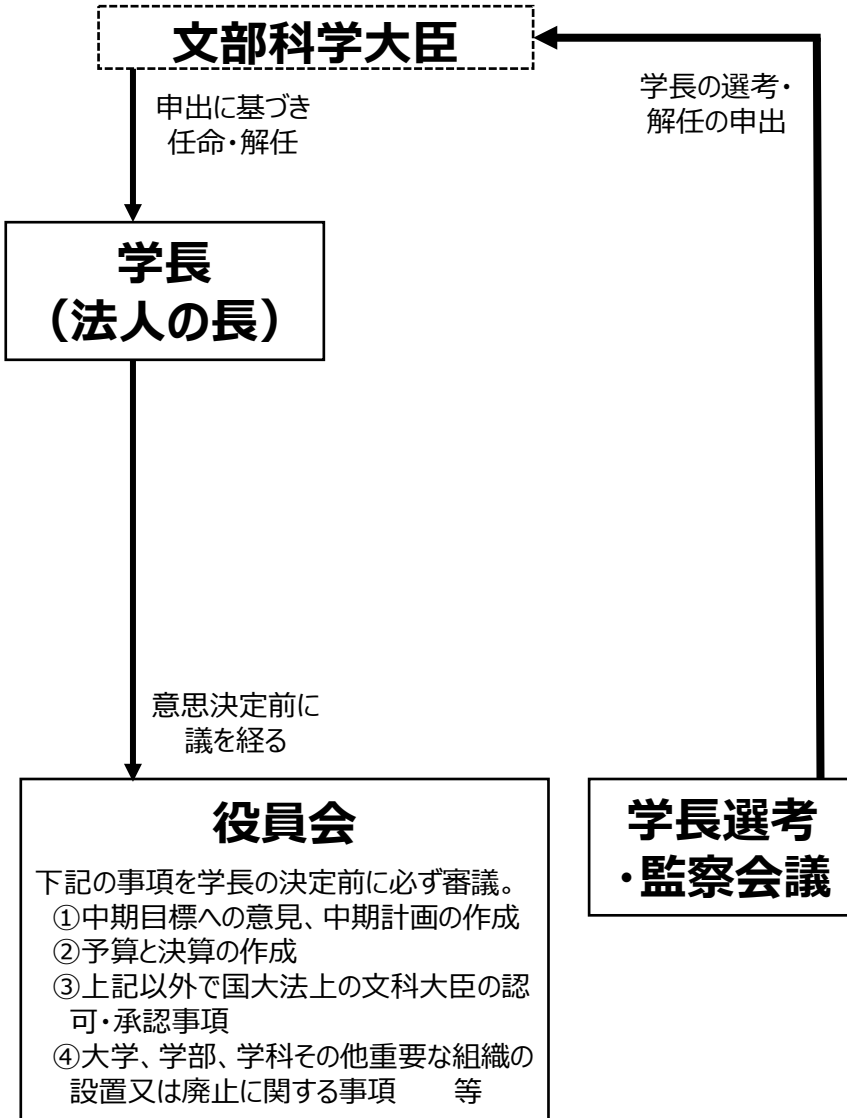
国立大学法人東京医科歯科大学と国立大学法人東京工業大学を統合して国立大学法人東京科学大学とする。

施行期日 令和6年10月1日（ただし、2. に係る規定は令和6年4月1日、3. のうち準備行為に係る規定は公布日）

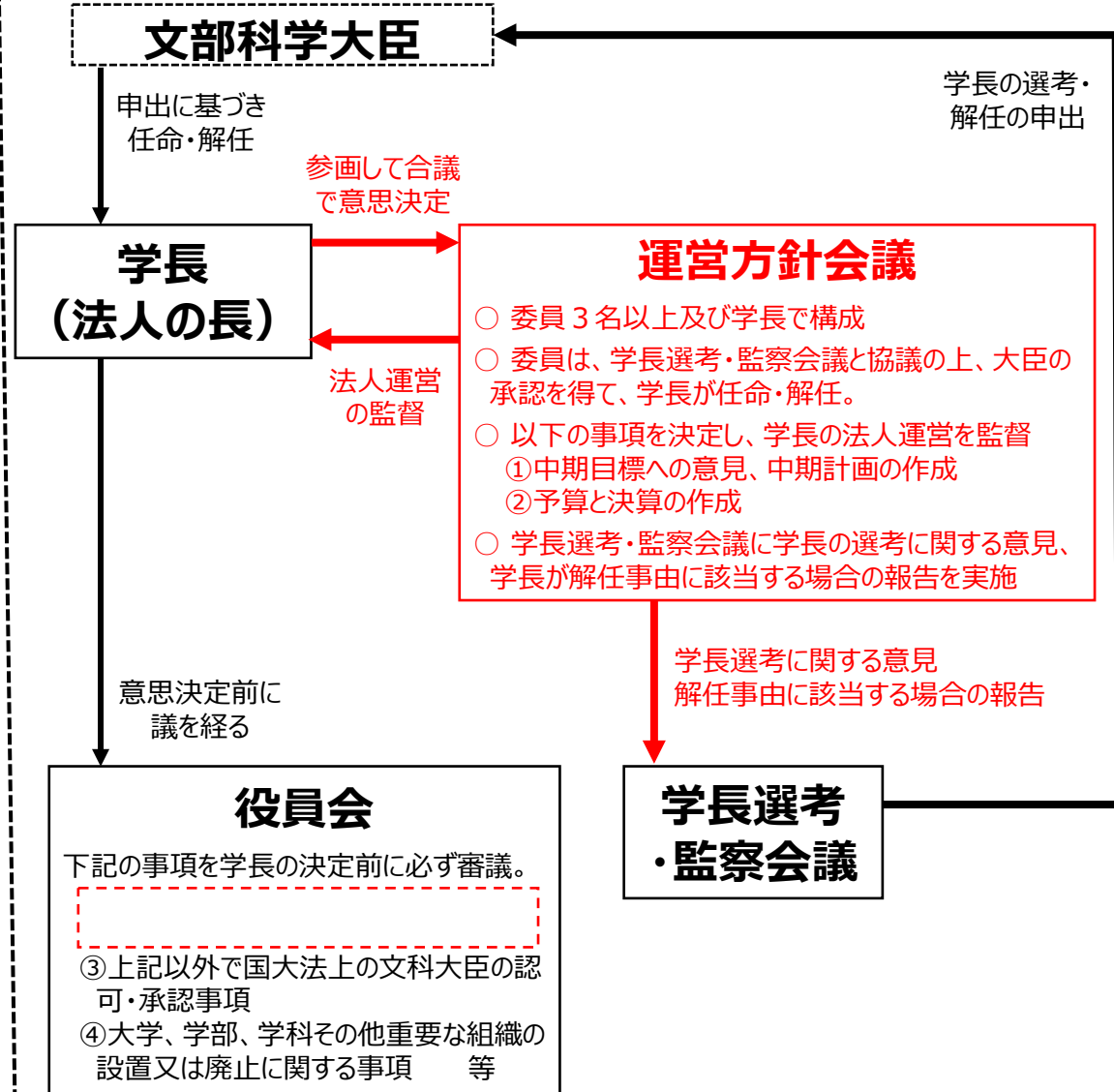
※その他、令和元年の改正の際に手当する必要があった別表第一及び別表第二について、所要の手当を行う。

(参考) 特に大規模な国立大学法人における内部機関等の相互関係

現行



改正後



(参考) 国際卓越研究大学の認定に向けたガバナンス改革と国立大学法人の規制改革の 具体の方向性について

令和5年9月7日
総合科学技術・イノベーション会議
有識者議員懇談会

1. ガバナンス改革

- 国際卓越研究大学の認定に向けて必要な国立大学法人のガバナンスについては、CSTI及び「世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改革等のための検討会議」における議論を踏まえ、
 - ・ 国立大学法人法の改正が必要な内容は同法の改正案に盛り込み、
 - ・ その他の内容は国際卓越研究大学の認定等に係る審査でカバーする立て付けで構築する方向で整理。
- 国立大学法人法の改正案では、
 - ・ 中期目標への意見・中期計画の作成等 (運営方針) の決議、決議内容に基づく法人運営の監督、学長選考の基準など学長選考に関する事項について学長選考・監察会議に意見を述べることができる機能[※]を有する合議体[※]について規定。
- 合議体は、一定水準の規模を有する法人は必置（その他法人は選択制）。

※合議体の構成及び委員について

- ・ 合議体の委員は、学長選考・監察会議との協議を経て、文科大臣の承認を得た上で、学長が任命。
- ・ 合議体の構成員は委員(3名以上)及び学長（学長選考に関する事項の議論の際は、学長は参加不可）。

2. 規制改革

- CSTIにおける議論も踏まえ、全ての国立大学法人に対する長期借入や債券発行要件を緩和し、文科大臣の認可を受けた土地の貸付計画に基づく個別の貸付に当たっては認可から届出に変更する。
- 合議体を設置する国立大学法人については、大学独自基金に係る繰越協議の適用除外も可能とし、財務経営基盤の強化を加速させる。